

一宮市 6 次産業化・地産地消推進協議会設置要綱

(設置)

第 1 条 一宮市の様々な地産品・技術・交通を活用して「攻めの地産地消」（6 次産業化や連携など）を進める農業者等を応援し、同時に既存の農業経営を安定させることにより、新たな産業創出と安心・安全な地産品の提供を進め、市民生活の向上に資するため、「一宮市 6 次産業化・地産地消推進協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(委員の数等)

第 2 条 協議会は、10 人以内の委員をもって構成し、次に掲げる者のうちから活力創造部長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 消費者及び関係団体
- (3) 生産者及び関係団体（農業者及び食品製造事業者等）
- (4) 流通関係団体（小売業、卸売業等）
- (5) 農業者団体
- (6) 金融機関
- (7) 商工会議所
- (8) 教育関係機関
- (9) 行政関係機関
- (10) 前号に掲げる者の他、活力創造部長が必要と認める者

- 2 委員の任期は、委嘱の日より 3 年間とする。ただし、任期の途中で委員の交代があった場合は、後任者の任期は前任者の残任期間とする。また、再任を妨げない。
- 3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはいけない。その職を退いた後も同様とする。

(役員及び職務)

第 3 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故のある場合は、副会長がその職務を代行する。
- 4 協議会は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者に出席を求め、その意見及び説明を聴くことができる。

(報酬)

第 4 条 委員が協議会に出席した場合は、報酬を支給するものとする。ただし、行政職員については、前段の規定に係わらず報酬は支給しないものとする。

- 2 委員に対する報酬の支給額は、協議会への出席 1 回につき、5,000 円とす

る。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、活力創造部農業振興課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って別に定める。

付 則

この要綱は、平成28年1月4日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月12日から施行する。